

天川村村勢要覧作成業務委託公募型プロポーザル実施要領

天川村の村勢や村が有する自然、歴史等の情報を総合的にわかりやすく取り上げながら、村の魅力を紹介することができる村勢要覧を作成するにあたり、委託契約を行う上で最も適した事業者を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

1. 業務概要

- (1) 業務名 天川村村勢要覧作成業務
- (2) 業務内容 別紙「天川村村勢要覧作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。
※仕様書の内容は現時点での予定であり、打ち合わせの過程において変更する可能性がある。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- (4) 納入場所 天川村地域政策課
- (5) 委託上限額 700,000 円（消費税、地方消費税を含む）

2. プロポーザルの採用理由

今回委託する業務は、天川村村勢要覧を作成するにあたり、企画検討、デザイン製作、原稿作成、印刷製本等、納品まで一連の業務であり、最も適切な創造力、技術力、経験、実績等を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式によって行う。

3. 参加資格条件

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 天川村から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当しないこと。また次の事項に掲げる者が経営に関与していないこと。
 - ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - ② 政治上の主義を推進、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）

の候補者（当該候補者になろうとする者も含む。）もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

④暴力団又は暴力団員、もしくは暴力団密接関係者

⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体

⑥天川村長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

(6) 平成 19 年度から平成 28 年度までの間に、国及び地方公共団体発注の類似した事業の実績があること。

(7) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

(8) 本業務を一括再委託しない者であること。

(9) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

(10) 当該業務の実施にあたり、本村との連絡調整等に迅速かつ的確に対応できる者であること。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害される恐れがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

4. スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル公告	平成 29 年 11 月 6 日（月）
参加申込書の提出期間	平成 29 年 11 月 6 日（月）～平成 29 年 11 月 14 日（火）
質問書の提出期限	平成 29 年 11 月 10 日（金）
質問書への回答	平成 29 年 11 月 13 日（月）
企画提案者の決定	平成 29 年 11 月 16 日（木）
企画提案書の提出期間	平成 29 年 11 月 16 日（木）～平成 29 年 11 月 22 日（水）
審査日	平成 29 年 11 月 28 日（火）
審査結果の公表	平成 29 年 11 月 30 日（木）
委託契約締結	平成 29 年 12 月 1 日（金）

5. 配布書類

(1) 配布期間

平成 29 年 11 月 6 日（月）から平成 29 年 11 月 14 日（火）

(2) 入手方法

天川村役場に FAX 送信、その後、電子メールにて配信する。

※FAX 送信後、必ず電話により受信確認を行うこと。

(3) 配布書類一覧

- ・天川村村勢要覧作成業務委託公募型プロポーザル実施要領（本要領）
- ・天川村村勢要覧作成業務委託仕様書
- ・質問書（1号様式）
- ・参加申込書（2号様式）
- ・業務実績書（3号様式）
- ・業務体制表（4号様式）
- ・使用印鑑届（5号様式）
- ・企画提案書（6号様式）
- ・参加辞退届（7号様式）

6. プロポーザルへの参加申し込み等

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

①参加申込書（2号様式）

②会社概要書（任意様式）

※事業者等の経歴、役員構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。

③業務実績書（3号様式）

④業務体制表（4号様式）

※契約締結後における業務の実施体制（管理責任者、主任技術者及び担当者の氏名、経験及び担当する業務等）について記載すること。

⑤業務体制全体図（任意様式）

※業務体制の全体がわかるものを提出すること。

⑥商業登記簿謄本（コピー可）

⑦印鑑証明書（コピー可）

⑧使用印鑑届（5号様式）

⑨国税・地方税に係る徴収金の滞納のないことの証明

⑩委任状（任意様式）※支店等を代理人とする場合

※商業登記簿謄本及び印鑑証明書は、提出日から3か月以内のものとし、写しを提出する場合は、必ず参加申込時に原本を提示すること。

(2) 提出部数

提出部数は、正本1部とする。

- (3) 提出期間
平成 29 年 11 月 6 日（月）から平成 29 年 11 月 14 日（火）まで（閉庁日を除く）の午前 8 時 15 分から午後 5 時までとする。
- (4) 提出方法
直接持参又は郵送
- (5) 受付場所
天川村地域政策課
〒638-0305 奈良県吉野郡天川村大字沢谷 60 番地
電話 0747-63-0321 FAX 0747-63-0329

7. 質問及び回答

- (1) 提出方法
質問書（1号様式）に質問内容を簡潔にまとめ、FAX 又は電子メールにより提出すること。
※FAX や電子メールには、質問の回数と会社名がわかるようにすること。
なお、質問書送信後、必ず電話により受信確認を行うこと。
- (2) 提出期間
平成 29 年 11 月 6 日（月）から平成 29 年 11 月 10 日（金）午後 5 時までとする。
- (3) 回答方法
平成 29 年 11 月 13 日（月）に FAX にて、質問の有無に関わらず、参加申込書の提出があった者全員に対して回答する。なお回答にあたって質問のあった事業者名は公表しない。また質問への回答は、本要領等の追加又は修正とみなす。
- (4) 質問書提出先
天川村地域政策課 FAX 番号 0747-63-0329
電子メール chiikiseisaku@vill.tenkawa.lg.jp

8. 参加辞退届の提出

参加申込書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、参加辞退届を次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類
参加辞退届（7号様式）
- (2) 提出期限
平成 29 年 11 月 22 日（水）午後 5 時まで（郵送の場合は必着）
- (3) 提出方法
直接持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）

(4) 提出先

天川村地域政策課

〒638-0305 奈良県吉野郡天川村大字沢谷 60 番地

9. 参加申込者の審査（企画提案者の選定）

(1) 審査の手順

参加申込のあった者について、担当課において提出書類を精査し、プレゼンテーション及びヒアリングを行う事業者（企画提案者）を選定する。

(2) 選定結果

企画提案者の選定結果は、平成 29 年 11 月 16 日（木）に参加申込みをした全ての事業者へ FAX にて通知する。この通知により選定された者が企画提案書を提出できるものとする。なお選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

10. 企画提案書等の提出

企画提案書は、仕様書を参考に作成し提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書（6号様式）及び企画提案書別紙（任意様式）

a 企画提案書別紙（任意様式）については、5枚以内にまとめること。

※なお、提出期限後の企画提案書等の修正や変更は認めない。

b サンプルページとして「表紙」を作成すること。

※サンプルページは企画提案書別紙に含むものとする。

c アピールポイント等を簡潔にわかりやすく説明すること。

d その他、独自の提案がある場合は、添付可能とする。

e 企画提案書の提出は、1者1提案とする。

②業務工程表（任意様式）

a 実施スケジュールと役割分担等が具体的にわかるように提案すること。

③見積書（任意様式）

a 具体的な積算内訳を記載すること。

b 見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。

(2) 作成上の留意点

①原則として、簡易なA4サイズのバインダーで提出すること。

②文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

③フォントはゴシック体を使用すること。

④使用言語は日本語とし、提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。

- ⑤提案書は、表紙、目次を除き、両面印刷とすること。なお A3 サイズの使用は極力控える。やむを得ず使用する場合は、片面印刷の横折込とすること。また複数ページとなるときは、ステーブラ等で固定すること。
 - ⑥文書を補完するための写真、イラスト、表の使用は任意とする。
 - ⑦提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
 - ⑧提案書の下段余白中央にページ番号を付けること。
 - ⑨提案書の表紙には、タイトル（天川村村勢要覧作成業務委託提案書）と提出年月日を記載し、正本には、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。
 - ⑩見積書の正本には、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。
 - ⑪提案書の各ページには、社名、商標等企業名が特定できる情報は記入しないこと。
- (3) 提出部数
提出部数は、正本各 1 部、副本各 8 部とし、あわせて CD-ROM 等の電子媒体（提出書類を PDF に変換したもの）を提出すること。
- (4) 提出期間
平成 29 年 11 月 16 日（木）から平成 29 年 11 月 22 日（水）午後 5 時までとする。
- (5) 提出方法
直接持参または郵送
- (6) 提出先
天川村役場 地域政策課
〒638-0305 奈良県吉野郡天川村大字沢谷 60 番地

11. 審査

- (1) 審査は天川村入札・契約事務審査会において、企画提案書等応募書類の内容を総合的に評価し選定する。
- (2) 別に定める審査表に基づき各選定委員が採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の応募者を契約候補者として選定する。
- (3) 応募者が 1 者の場合であっても、選定会議を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。
- (4) 村が必要と認めたとき、提案書の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。

12. 審査結果

審査結果については、平成 29 年 11 月 30 日（木）に、全ての提案者へ FAX にて通知する。

なお、審査結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

13. 契約の手続き

仕様書及び契約候補者の企画提案書等の内容を基本に協議の上、契約を締結する。

なお、原則として契約候補者の企画提案書等の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、契約候補者との協議により、項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

14. 失格事項

参加者が遵守事項のいずれかに違反したとき、又は不適正な行為をしたと認めるときは、失格とする。

- (1) プロポーザル実施において、公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合しないこと。
- (2) 契約の履行にあたり、故意に粗雑にし、又は品質若しくは数量について不正の行為をしないこと。
- (3) 他の事業者に対し、直接又は間接に妨害しないこと。
- (4) 暴力団関係者を担当又は代理人として使用し、又は暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えないこと。
- (5) その他、天川村職員の指示に従うこと。

15. 留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出した企画提案書の著作権は参加者に属するが、本業務のプロポーザルに係るすべての提出物は返却しない。
- (3) 企画提案書については、契約候補者の選定のために使用するものとし、公表はしない。ただし情報公開請求があった場合、天川村情報公開条例に基づき公開する可能性がある。
- (4) F A Xや電子メールの通信事故については、天川村は責任を負わない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ①参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - ②企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ③提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ④見積額が委託料上限額を超えている場合
 - ⑤プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - ⑥選定の公平性を害する行為があった場合

- ⑦前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 見積書、提案書その他プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。